平成２６年（フ）第３９１号
新潟県五泉市横町１丁目６番５号
債務者　江口　由香
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９７号
新潟市中央区新和３丁目５番31号　フジパレス新潟弐番館201号、前住所新潟市中央区関新２丁目１番51号　関新荘
債務者　榎並　　透
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７０３号
神戸市兵庫区東出町３丁目23番６号　中央ビル403
債務者　田中　新一
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７５６号
神戸市兵庫区小河通２丁目１番25―301号
債務者　大工千加子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６６号
神戸市長田区蓮宮通３丁目６番地の４　蓮宮ハイツ202号、従前の住所神戸市兵庫区浜崎通３番19―502号
債務者　吉田眞理子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８０号
神戸市中央区割塚通５丁目２番21―502号
債務者　横山　　志
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７９号
兵庫県伊丹市森本１丁目29番地　池永ハイツ107号、前住所兵庫県伊丹市森本１丁目１番地４　県住森本高層114号
債務者　山田　静香
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
愛媛県南宇和郡愛南町平碆76番地
債務者　北浦　文吉
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第２３８号
長崎県長崎市扇町16番２号
債務者　永野　惠子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４６号
宮崎県日南市大字宮浦616番地２
債務者　新坂　直弘
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第２２４号
岡山県笠岡市神島外浦３番地
債務者　濱口　直美
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
岡山県倉敷市山地888番地
債務者　犬飼　弘子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第５５６号
札幌市白石区菊水上町１条１丁目40番地１　サーム菊水参番館103号
債務者　岩本　宏治
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１９６号
札幌市西区西野２条１丁目２番26―406号
債務者　北谷　幸雄
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３３８号
札幌市北区篠路２条４丁目８番４号
債務者　金澤　逸平
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４４０号
札幌市白石区菊水上町３条３丁目380番地３　ローズガーデン壱番館104号
債務者　小崎　幸昭
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４７９号
札幌市南区澄川４条１丁目１番15―205号
債務者　天野　　彩
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部